



憲 法

問 1

次の①から⑤までの記述のうち、判例の趣旨に照らして、明らかに誤っているものを選び、解答欄 01 にマークしなさい。(配点：記述ごとに各 1 点)

- ① 公共の利害に関する事項にかかわる表現行為の事前差止めは、原則として許されない。ただし、その表現内容が真実でなく、又はそれが専ら公益を図る目的のものであることが明白であって、かつ、被害者が重大にして著しく回復困難な損害を被るおそれがあるときは、例外的に事前差止めが許される。
- ② 条例の規制によって、結果的にため池の堤とうを使用する権利を有する者の財産権行使がほとんど全面的に禁止されることになっても、それが災害を未然に防止するという社会生活上のやむを得ない必要から来ることであるときは、公共の福祉のため当然これを受忍しなければならず、憲法 29 条 3 項の損失補償はこれを必要としない。
- ③ 選挙権のない者又はいわゆる代理投票をした者の投票について、その投票が何人に対してなされたかは、議員の当選の効力を定める手続において取り調べることができる。
- ④ 特定の者が宗教団体の宗教活動上の地位にあることに基づいて宗教法人である当該宗教団体の代表役員の地位にあることが争われている場合でも、裁判所は、原則として、その者が宗教活動上の地位にあるか否かを審理、判断することはできない。
- ⑤ 市町村が行う国民健康保険の保険料は被保険者において保険給付を受け得ることに対する反対給付として徴収されるものであることなどからすると、保険料に憲法 84 条の規定が直接に適用されることはない。



問2

次の④から⑨までの記述のうち、判例の趣旨とは異なるものを選び、解答欄02にマークしなさい。(配点：記述ごとに各1点)

- ④ 大学における専攻科修了の認定・不認定に関する争いは司法審査の対象になるが、単位授与(認定)行為は、特段の事情のない限り、純然たる大学内部の問題として大学の自主的、自律的な判断に委ねられるべきものであって、裁判所の司法審査の対象にはならない。
- ⑤ 罰則を定める法律がその罪となるべき事実の前提要件たる義務の一部の詳細を命令の定めるところに委任した場合に、その委任を受けた命令が、その内容の一部の定めを更に下位の命令に再委任することは許されない。
- ⑥ 地方公務員のうち、住民の権利義務を直接形成し、その範囲を確定するなどの公権力の行使に当たる行為を行い、若しくは普通地方公共団体の重要な施策に関する決定を行い、又はこれらに参画することを職務とするもの、すなわち公権力行使等地方公務員について、日本の国籍を有する者以外の者が就任できるようにすべきかどうかは、原則として立法政策に委ねられていることがらである。
- ⑦ 我が国に在留する外国人のうちでも永住者等であってその居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至ったと認められるものに対して、法律をもって、地方公共団体の長、その議会の議員等に対する選挙権を付与する措置を講ずることは、憲法上禁止されているものではないと解するのが相当であるが、そのような措置を講ずるか否かは、専ら国の立法政策にかかわることがらである。
- ⑧ 税理士に係る法令の制定改廃に関する政治的要求を実現するために税理士会が政党など政治資金規正法上の政治団体に金員の寄付をすることは、税理士会の目的の範囲内の行為であり、右寄付をするために会員から特別会費を徴収する旨の決議は有効である。



問3

次の【第1群】(アからエまで)の記述の一つと、【第2群】(1から4まで)の記述の一つとをそれぞれ組み合わせた場合に、判例の趣旨と同じものとなる組合せはいくつあるか。①から④までの中から選び、解答欄03にマークしなさい。(配点:5点)

【第1群】

ア 氏名、生年月日、性別及び住所からなる4情報は、人が社会生活を営む上で一定の範囲の他者には当然開示されることが予定されている個人識別情報であり、住民票コードもその秘匿性の程度は本人確認情報と異なるものではない。

イ 学籍番号、氏名、住所及び電話番号は、大学が個人識別等を行うための単純な情報であって、その限りにおいては、秘匿されるべき必要性が必ずしも高いものではない。これは大学の講演会に参加を申し込んだ学生である場合も同じである。しかし、このような個人情報についても、本人が、例えば警察のような自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくないと思えることは自然なことであり、そのことへの期待は保護されるべきものであるから、これらの情報はプライバシーに係る情報として法的保護の対象となる。

ウ 前科等は、人の名誉、信用に直接にかかわる事項であり、前科等のある者もこれをみだりに公開されないという法律上の保護に値する利益を有するのであって、市区町村長が、本来選挙資格の調査のために作成保管する犯罪人名簿に記載されている前科等をみだりに漏えいしてはならないのはいうまでもない。

エ 前科等にかかわる事実が実名を使用して著作物で公表された場合に、それが不法行為となるかどうかは、その者のその後の生活状況、事件それ自体の歴史的又は社会的な意義、著作物における実名使用の必要性など様々な事情を併せて判断すべきである。

【第2群】

1 市区町村長が漫然と弁護士会の照会に応じ、犯罪の種類、軽重を問わず、前科等のすべてを報告することは、公権力の違法な行使に当たる。

2 刑事裁判から著作物が刊行されるまでに12年が経過し、この間社会復帰して新たな生活環境を形成しており、しかも公的立場にあるとはいえない者については、前科等にかかわる事実を公表されない法的利益は公表することによる利益に優越しない。

3 行政機関が住基ネットにより住民の本人確認情報を管理、利用等する行為は、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表するものということはできず、当該個



人がこれに同意しないとしても，憲法 13 条により保障された個人の私生活上の自由の一つとしての，何人も個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を侵害するものではない。

4 ただし，これらの情報は，専ら個人の内面にかかわるものなど他者に対して完全に秘匿されるべき性質のものではなく，社会生活を送る必要上本人自らが明らかにした情報や単純な個人識別情報であるから，それらを他者に開示することは不法行為とはならない。

- Ⓐ 0 Ⓑ 1 Ⓒ 2 Ⓓ 3 Ⓔ 4



民法

問4

次の①から⑤までの記述のうち、判例の趣旨に照らして、正しいものを選び、解答欄04にマークしなさい。(配点：記述ごとに各1点)

- ① 取消権は、追認をすることができる時から3年間行使しないときは、時効によって消滅する。
- ② 停止条件付法律行為は、停止条件が成就した時からその効力を失う。
- ③ 地役権者は、他人の土地において工作物又は竹木を所有するため、その土地を使用する権利を有する。
- ④ 債務者又は抵当権設定者でない者が抵当不動産について取得時効に必要な要件を具備する占有をしたときは、抵当権は、これによって消滅する。
- ⑤ 賃貸家屋が旧所有者から新所有者に売買によって移転した場合には、賃借人との間の賃貸借関係は、家屋の買主に承継される。



問5

次の①から⑤までの記述のうち、判例の趣旨に照らして、正しいものを選び、解答欄05にマークしなさい。(配点：記述ごとに各1点)

- ① 金銭債務の損害賠償についても、債務者は、不可抗力をもって抗弁とすることができる。
- ② 保証契約は、書面でなくても、その効力を生じる。
- ③ 建物の賃借人が賃貸人の承諾なく第三者にその建物を使用収益させた場合であっても、それが賃貸人に対する背信的行為と認めるに足りない特段の事情がある場合には、民法612条2項の解除権は発生しない。
- ④ 建築請負の仕事の目的物である建物に重大な瑕疵があるためにこれを建て替えざるを得ない場合には、注文者は、請負人に対し、建物の建替えに要する費用相当額の損害賠償請求をすることができる。
- ⑤ 不当利得における悪意の受益者は、その受けた利益に利息を付して返還しなければならない。



問 6

次の①から⑤までの記述のうち、判例の趣旨に照らして、正しいものを選び、解答欄 06 にマークしなさい。(配点：記述ごとに各 1 点)

- ① 民法 722 条 2 項に定める被害者の過失とは単に被害者本人の過失のみでなく、広く被害者側の過失をも包含する趣旨であり、被害者本人が幼児である場合において、被害者側の過失とは、例えば被害者に対する監督者である父母ないしはその被用者である家事使用人などのように、被害者と身分上ないしは生活関係上一体をなすとみられるような関係にある者の過失をいう。
- ② 4 親等内の姻族は、親族である。
- ③ 可分債権は、相続開始によって、共同相続人の相続分に応じて当然には分割されない。
- ④ 未成年後見人は、一人でなければならない。
- ⑤ 遺留分減殺は、第 1 に贈与、第 2 に遺贈の順序で行われる。



刑 法

問 7

次の【判示】は、ある最高裁判所決定の理由の一部を抜粋したものである。この【判示】に関する後記のアからエまでの【記述】について、適切なものには②を、適切とはいえないものには①を選び、解答欄 07 から 10 までにマークしなさい。(配点：各⁵/₄点)

【判示】

- 1 原判決及びその是認する第 1 審判決の認定によれば、本件の事実関係は、次のとおりである。
 - (1) 被告人は、2 名と共謀の上、平成 16 年 3 月 6 日午前 3 時 40 分ころ、普通乗用自動車後部のトランク内に被害者を押し込み、トランクカバーを閉めて脱出不能にし同車を発進走行させた後、呼び出した知人らと合流するため、大阪府岸和田市内の路上で停車した。その停車した地点は、車道の幅員が約 7.5 メートルの片側 1 車線のほぼ直線の見通しのよい道路上であった。
 - (2) 上記車両が停車して数分後の同日午前 3 時 50 分ころ、後方から普通乗用自動車が行き過ぎてきたが、その運転者は前方不注意のために、停車中の上記車両に至近距離に至るまで気付かず、同車のほぼ真後ろから時速約 60 キロメートルでその後部に追突した。これによって同車後部のトランクは、その中央部がへこみ、トランク内に押し込まれていた被害者は、第 2・第 3 頸髄挫傷の傷害を負って、間もなく同傷害により死亡した。
- 2 以上の事実関係の下においては、被害者の死亡原因が直接的には追突事故を起こした第三者の甚だしい過失行為にあるとしても、道路上で停車中の普通乗用自動車後部のトランク内に被害者を監禁した本件監禁行為と被害者の死亡との間の因果関係を肯定することができる。したがって、本件において逮捕監禁致死罪の成立を認めた原判決は、正当である。

【記述】

- ア 条件関係を前提として、一般人が認識・予見し得た事実及び行為者が特に認識した事実を基礎として、当該行為から当該結果が生じることが社会通念上相当といえる場合に、因果関係を肯定するとの立場にたつと、因果関係について、【判示】と同様の結論になる。(解答欄 07)
- イ 因果関係についてアに述べた立場にたつ場合、後部に追突した運転者の不注意な運転行為と被害者の死との間に因果関係を肯定することができる。(解答欄 08)
- ウ 【判示】によれば、被告人の行為の死の結果に対する寄与度が重大であったことに



なり，後部に追突した運転者の行為の寄与度が低くなる結果，この運転者の行為と被害者の死との因果関係を否定することになる。 (解答欄 09)

エ 監禁行為に内在する危険が死の結果へと直接現実化した場合に，監禁致死罪を認める立場によるならば，路上駐車による後部衝突の可能性，トランクという安全装備のない空間への監禁等の事情から，被告人の行った監禁行為に被害者の死の危険性が内在していると考えることができ，【判示】と同様の結論になる。 (解答欄 10)



問 8

結果的加重犯について、法学部学生AからCまでが次のような議論をした。これに関する後記の〔設問1〕及び〔設問2〕に答えなさい。なお、同じ番号の空欄には、同じ語句が入る。

A (1年生): 刑法の授業で「結果的加重犯」という言葉を聞いたのですが、何のことですか。

B (2年生): ある犯罪から、行為者が意図していなかった重い結果が発生した場合に、最初の犯罪よりも重い法定刑で処罰するものとして規定されている犯罪の種類だよ。最初の犯罪を(①)、重い結果を(②)と呼んでいるね。例えば、傷害致死罪の場合、(③)が(①)、(④)が(②)だ。

C (3年生): その(③)も、結果的加重犯という一面を持っているね。

B: そうでした。その場合の(①)は(⑤)、(②)は(⑥)でした。

A: (①)より法定刑が重くなる、という点では、確かに傷害罪と傷害致死罪とでは、長期が15年から20年に延びるので、重くなるんですね。

C: そうだね。保護責任者遺棄罪の場合、その法定刑は3月以上5年以下の懲役だけれど、保護責任者遺棄致傷罪では(⑦)、同致死罪では(⑧)になるね。

〔設問1〕

以上の議論における各空欄に入る適切な語句の組合せは、次の①から⑧までのうちのどれか。2つを選び、解答欄11にマークしなさい。(配点: 各⁵/₄点)

- | | | | |
|---|-------------|---------------------------|----------------|
| ① | ① 基本犯 | ② 付随結果 | ⑥ 加重結果 |
| ② | ① 作為犯 | ③ 傷害罪 | ④ 殺人罪 |
| ③ | ② 加重結果 | ④ 致死結果 | ⑥ 財物移転 |
| ④ | ② 加重結果 | ⑦ 1月以上15年以下の懲役又は50万円以下の罰金 | |
| | ⑧ 3月以上の有期懲役 | | |
| ⑤ | ③ 傷害罪 | ⑤ 暴行罪 | ⑧ 3年以上の有期懲役 |
| ⑥ | ③ 暴行罪 | ⑥ 致傷結果 | ⑦ 3年以上15年以下の懲役 |
| ⑦ | ④ 致死結果 | ⑤ 暴行罪 | ⑦ 3月以上15年以下の懲役 |

(上記の議論の続き)

B: ところで判例は、結果的加重犯の成立には、加重結果の発生について行為者の(⑨)を要求していませんが、これって(⑩)に反しますよね。

C: 確かにそう思うけれども、(①)の(⑪)がある場合には、通常は加重結果の(⑫)は可能だろうね。

A: どうして、そう言えるのですか。

C: 結果的加重犯という犯罪類型がわざわざ立法されるのは、(⑬)からであって、



そうだとすれば、前者の (⑪) があれば後者の (⑫) は通常可能だといえるからだ。

B : 強盗致死罪などは、特にそんな感じがしますよね。

C : 強盗致死罪には、未遂罪の規定があるよね。その解釈について、B君、覚えているかい。

B : (⑭) に未遂罪が成立するのだと思います。

C : 確かに (⑮) にはそうだけれど、(⑯) にもそうだろうか。

B : あっ、間違えました。(④) について故意がない以上、それが発生しなかった場合は (⑰) か、せいぜい (⑱) までですね。判例は、(⑲) としています。

[設問2]

以上の議論における各空欄に入る適切な語句の組合せは、次の㉔から㉘までのうちのどれか。2つを選び、解答欄12にマークしなさい。(配点：各⁵/4点)

- ㉔ ⑨ 予見可能性 ⑩ 罪刑法定主義 ⑮ 強盗致死罪の場合
- ㉕ ⑩ 責任主義 ⑪ 確信 ⑭ 被害者が死亡した場合
- ㉖ ⑪ 故意 ⑫ 予見 ⑯ 強盗殺人罪の場合
- ㉗ ⑪ 認識
- ⑬ 加重結果の発生によって、最初の犯罪の犯罪性の高さが明らかになる
- ⑰ 強盗致傷罪
- ㉘ ⑫ 確信 ⑬ 行為帰責と結果帰責とのバランスが必要だ
- ⑰ 強盗罪
- ㉙ ⑬ 最初の犯罪から加重結果が生ずる危険性が典型的に高い
- ⑯ 強盗致死罪の場合 ⑲ 未遂となる場合はない
- ㉚ ⑭ 財産犯が未遂に終わった場合
- ⑰ 強盗致死罪の場合 ⑲ 被害者が死亡しなかった場合

〈参照条文〉

(傷害)

第204条 人の身体を傷害した者は、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(傷害致死)

第205条 身体を傷害し、よって人を死亡させた者は、3年以上の有期懲役に処する。

(暴行)

第208条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

(保護責任者遺棄等)

第218条 老年者、幼年者、身体障害者又は病者を保護する責任のある者がこれらの者を遺棄し、又はその生存に必要な保護をしなかったときは、3月以上5年以下の懲役に処



する。

(遺棄等致死傷)

第 219 条 前二条の罪を犯し，よって人を死傷させた者は，傷害の罪と比較して，重い刑により処断する。

(強盗致死傷)

第 240 条 強盗が，人を負傷させたときは無期又は 6 年以上の懲役に処し，死亡させたときは死刑又は無期懲役に処する。

(未遂罪)

第 243 条 第 235 条から第 236 条まで及び第 238 条から第 241 条までの罪の未遂は，罰する。



問 9

次のアからオまでの記述について、その内容が適切なものには①を、適切とはいえないものには②を選び、解答欄 13 から 17 までにマークしなさい。なお、争いがある場合は、判例による。(配点：各 1 点)

ア 甲は、受領した搭乗券をトランジットエリア（国際線の航空機乗り換え場所）内において B 国へ不法入国する計画の C に譲渡し、C を航空機に搭乗させることを計画した。そこで、C に搭乗券を譲渡し航空機に搭乗させる意図を秘して、A 航空会社のチェックインカウンターで、自己に対する航空券とパスポートを係員に提示して、B 国への A 会社航空便の搭乗券 1 枚を受領した。この場合、甲の行為について、搭乗券に対する詐欺罪が成立する。(解答欄 13)

イ 甲は、公園内の公衆便所の白色の外壁のほとんどを黒ペンキの落書きで埋め尽くした。この場合、便所としての機能が何ら損なわれていない以上、甲の行為について、建造物損壊罪は成立しない。(解答欄 14)

ウ 甲と乙は、パチンコ店において、不正な手段によりパチンコ玉を取得することを計画した。そこで、乙が不正行為によりパチンコ台からパチンコ玉を取得している際に、甲は、乙の不正行為が店員に気付かれないようにするため、乙の隣の台で普通にパチンコをしていたところ、当たりが出て、大量の当たり玉を取得した。この場合、甲と乙には、乙が不正に取得したパチンコ玉だけでなく、乙が当たりにより取得したパチンコ玉についても、窃盗罪が成立する。(解答欄 15)

エ 空き巣ねらいの甲が、留守宅のつもりで A の住居に侵入し、住居内を物色していたところ、A が昼寝をしていたため見つかってしまい、抵抗にあった。甲は、財物を奪うために、A に暴行を加え、タオルや紐で A の手足を縛り付けて動けないようにし、その後、A 宅内にあった現金や貴金属を奪った。この場合、甲には、住居侵入罪、窃盗未遂罪及び強盗罪が成立する。そして、住居侵入罪と窃盗未遂罪、住居侵入罪と強盗罪は、それぞれ牽連犯の関係にたち、住居侵入罪をかすがいとして、科刑上一罪として処断される。(解答欄 16)

オ 甲は、恋人の A から「ネットで支払決済に利用するために他人のクレジットカード情報を使用したいので、働いている店の客のカード情報を取得して、教えてほしい。」と頼まれた。そこで、甲は、A に当該情報を譲渡する目的で、客から預かったクレジットカードの両面をすばやく所持していた携帯電話のカメラ機能を利用して撮影した。この場合、甲の行為について、支払用カード電磁的記録不正作出準備罪が成立する。(解答欄 17)



行政法

問 10

Aは、B県内でホテル経営をしようと考え、旅館業の営業許可についての権限を有するC保健所長（B県知事は、権限をC保健所長に委任している。）に相談したところ、計画地付近に学校があり、学校から離れた地区で営業することが望ましいとの指導を受けたので、営業予定地を学校から500メートル以上離れたところに計画し直し、当該営業予定地付近には通学路もないことを確認の上、営業許可の申請をした。

次のアからオまでの記述について、正しいものには㊶を、誤っているものには㊷を選び、解答欄18から22までにマークしなさい。（配点：各1点）

ア C保健所長は、Aの営業予定地付近には既に多くのホテルや旅館があることから、過当競争になるおそれがあることを理由として不許可処分をすることができる。

（解答欄 18）

イ 営業予定地付近のホテル・旅館業組合から、当該ホテルはいわゆるラブホテルであり、保健所としては許可すべきではないという申入れがあったことを理由として、C保健所長は、不許可処分をすることができる。

（解答欄 19）

ウ C保健所長は、許可を与えるに際して、提供するサービスの料金について事前にC保健所長の承認を得なければならないという条件を付すことができる。

（解答欄 20）

エ Aの申請には偽りがあり、政令に定める施設構造基準を満たしていないものであった。Aに営業許可を与えた直後にそのことに気付いたC保健所長は、営業許可を取り消し、その旨をAに通知した。これは学問上の撤回に当たる。

（解答欄 21）

オ Aの営業は、当初は衛生基準を満たすものであったが、その後、食中毒事件が発生したため、C保健所長は立入検査をしようとした。この場合、Aは、裁判所の令状が必要であるとして立入検査を拒むことができる。

（解答欄 22）

〈参考〉

旅館業法は、1条の目的規定の下、許可基準として、旅館の施設が政令で定める設備構造基準に適合していること、設置場所が公衆衛生上不適当でないこと、学校、児童福祉施設、社会教育施設等からおおむね100メートルの区域内にある場合において、その設置によって当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないことを規定している（同法3条2項及び3項）ほか、以下に掲げる規定を置いている。



〈参照条文〉旅館業法

第1条 この法律は、旅館業の業務の適正な運営を確保すること等により、旅館業の健全な発達を図るとともに、旅館業の分野における利用者の需要の高度化及び多様化に対応したサービスの提供を促進し、もつて公衆衛生及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

第3条 旅館業を經營しようとする者は、都道府県知事（中略）の許可を受けなければならない。（以下略）

6 第1項の許可には、公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な条件を附することができる。

第7条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該職員に、営業の施設に立ち入り、その構造設備若しくはこれに関する書類を検査させることができる。

2 当該職員が、前項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。



問 11

行政手続法の適用に関する次のアからオまでの記述について、正しいものには①を、誤っているものには②を選び、解答欄 23 から 27 までにマークしなさい。(配点：各 1 点)

ア 営業許可の申請に対し、許可又は不許可処分をするには、あらかじめ審査基準が定められていなければならない、また、不許可処分をするには理由の提示が必要である。

(解答欄 23)

イ 処分庁が営業許可を取り消す場合には、弁明の機会を付与するとともに、理由を提示する必要がある。

(解答欄 24)

ウ 処分庁に対して一定事項を通知する届出が、地方公共団体の条例又は規則を根拠として義務付けられている場合には、行政手続法は適用されない。

(解答欄 25)

エ 弁明の機会の付与に当たっては、予定される不利益処分の内容を通知する必要はなく、不利益処分を受ける旨と原因となる事実及び根拠となる法令を通知すれば足りる。

(解答欄 26)

オ 意見公募手続は、内閣又は行政機関の定める審査基準、処分基準、行政指導指針を定める場合に行われなければならない、法律に根拠を有する政令や省令については行わなくてもよい。

(解答欄 27)



問 12

次のアからオまでの記述は、国の公務員Aの行為Kについて私人Bが不満であるという状況に関するものである。判例の趣旨に照らして、正しいものには①を、誤っているものには②を選び、解答欄 28 から 32 までにマークしなさい。なお、行為Kに関する法令において、行政上の不服申立てや行政訴訟に関する特別な規定は存在しないものとする。(配点: 各 1 点)

ア 行為Kに対する行政上の不服申立てにおいて私人Bの不服申立適格が認められれば、行為Kの取消訴訟において私人Bの原告適格は当然に認められる。(解答欄 28)

イ 行為Kが民法上の法律行為として認められれば、行為Kの取消訴訟において処分性は当然に否定される。(解答欄 29)

ウ 行為Kの差止訴訟(抗告訴訟)において処分性が認められれば、行為Kの取消訴訟において処分性は当然に認められる。(解答欄 30)

エ 行為Kの違法性を理由として、国家賠償法1条1項に基づく、私人Bに対する国の損害賠償責任が認められれば、行為Kの違法性を理由とした、私人Bに対する国の民法上の損害賠償責任は当然に否定される。(解答欄 31)

オ 行為Kの違法性を理由として、国家賠償法1条1項に基づく、私人Bに対する国の損害賠償責任が認められれば、行為Kの違法性を理由とした、私人Bに対する公務員Aの損害賠償責任は当然に否定される。(解答欄 32)



商 法

問 13

次の【事例】について、甲株式会社（監査役会設置会社。以下「甲社」という。）の人事部長Aと顧問弁護士Bとが兼任の可否を中心に議論している。これに関して、後記の〔設問1〕及び〔設問2〕に答えなさい。

【事例】

甲社は、事業拡張を前提として採用数を漸次増やしてきたため、全体にピラミッド型の従業員構成となっており、上級役職ポストの不足が懸念されている。会社の事業は混迷状態にあり、とりわけ、今後の主力となりそうな事業（「P事業」という。）が、明らかに最盛期を過ぎた事業（「Q事業」という。）の犠牲になってきたという問題があった。Q事業出身者が主要ポストを握っているためである。なお、甲社には、P事業及びQ事業以外の他の事業はないものとする。

このような状態を憂えた人事部長Aは、ポストを増やし、また、経営の効率化を図るため、甲社のP事業及びQ事業を会社分割によって分社化し（それぞれP社、Q社とする。）、持株会社となった甲社が完全子会社を支配する形とすることが望ましいと考えた。

【議論】

A：上記の【事例】のようなプランを考えているのですが、Q事業出身者で現在既に役員の方は今後も甲社役員、それも取締役となっていただこうと思います。あの方たちは、今の役員室や秘書や車に未練があり、子会社に移るなんて嫌でしょうからね。P事業出身者で役員の方には、申し訳ございませんけど甲社では監査役ポストに就いていただき、Q事業出身者が不正をしないよう、監視していただきたいと思います。また、この方たちには、P社で役員として業務執行していただければと思っております。

B：〔 発 言 ① 〕

A：〔 発 言 ② 〕

B：〔 発 言 ③ 〕

A：〔 発 言 ④ 〕

【発言群】

㉔ P事業出身者にP社（ ）に就任いただく場合、その方が甲会社役員ポストを兼任されるのであれば、（ ）とかはダメで、普通の（ ）でないといけないということですか。

㉕ 社外（ ）の定義からしてどうでしょうか。

㉖（ ）が無理ということでしたら、甲社の社外（ ）に就任いただいてはどうですか。



㉔ () は、子会社の () を兼ねられないのではないのでしょうか。

〔設問 1〕

上記の【議論】における発言①から発言④までに入る発言内容を、上記の【発言群】の㉔から㉗までの中から選び、次のとおり解答欄 33 から 36 までにマークしなさい。(配点: 各 1 点)

発言① → 解答欄 33

発言② → 解答欄 34

発言③ → 解答欄 35

発言④ → 解答欄 36

〔設問 2〕

上記の【発言群】の各発言にある () 内には、「取締役」又は「監査役」のいずれかの語句が入る。「取締役」が入る回数から「監査役」が入る回数を引いて得られる数値を、次の㉘から㉚までの中から選び、解答欄 37 にマークしなさい。(配点: 1 点)

㉘ - 4

㉙ - 2

㉚ 0

㉛ 2

㉜ 4



問 14

次の【会話】は、問 13 に出てきた人事部長 A が、かつての腹心であり良く頭が切れる経理課長 C といっしょに、平社員 D と焼鳥屋で会食した際の記録であり、空欄①から⑩までには、それぞれ後記の【語句群】のアからヒまでのいずれかの語句が入る（各語句は、2 回以上用いることはない）。空欄の②、⑤、⑧、⑩（この順番による。）に入る最も適切な語句の組合せを、後記の【組合せ】の㉔から㉙までの中から選び、解答欄 38 にマークしなさい。なお、問 13 の【事例】は、本間にも妥当するものとする。（配点：2 点）

【会話】

A：D ちゃん、こんどできた P 社に、同期の中で君だけ出向させるのは、決して左遷じゃないよ。我が社ときたら…。

D：部長、存じております。長い伝統と事業先細りによる巨額の年金負担、業務合理化を阻む既得権益、原油高・為替乱高下・コンプラ負担等による収支悪化…。

C：最後の外部要因はともかく、P 社は、制度老朽化の弊害から切り離されている点は買えるよね。ただ、（ ① ）なので、少数株主保護の観点からのガバナンスは働かず、せいぜい債権者保護の線から甲社の理不尽な介入を阻止できるくらいなのが気かりだ。

D：でも今度の P 社取締役は甲社の傀儡^{かいらい}ではないでしょう。それに、P 社株は（ ② ）でないので、既存の株主に引受権があるわけでもない。だから、取締役会の権限として、使える授權枠一杯まで発行してしまい、それを頼れる味方に第三者割当てしてはどうですか。最大（ ③ ）パーセント保有になりますので、その場合、（ ④ ）でも勝ってます。（ ⑤ ）変更もできるようになります。

A：相変わらず勇ましいね、でもお金の手当が大変ではないのかな。それに、ちゃんとデューデリ（事業査定）をしてもらわないと、後で（ ⑥ ）だなんていわれると、事だよ。

D：ぐずぐずしていると却って負けてしまうと思います。だって、雇われ取締役なんて一瞬でクビですから。それに（ ⑦ ）が申請される可能性だってあります。気付かれる前に発行を終えてしまわないと。発行さえしてしまえば、効果は覆せません。

C：（ ⑧ ）でいいけど、募集事項を株主に通知しておかないと、判例は原則として発行無効事由だといっているよ。それと、忠実義務との関係で、あなた方大丈夫かなあ…。

D：どんな経営をしていようと、100 パーセント株主は無制限の生殺与奪の権を持つのでしょうか。従来の差止めで問題となった「著しく不公正な方法」に関連しての「不当な目的」では、いずれかの（ ⑨ ）グループと結び付いた（ ⑩ ）による、実際にはかなり保身的な発行でも有効とされてきました。でも今度は、（ ⑨ ）対（ ⑩ ）という構図が鮮明に出るのですよね。

A：うちもいつ外国会社に食われるか、分らんからね。D ちゃん、組織に頼らず自分のスキルを磨いておいた方がいいよ。



【語句群】

ア 完全子会社	イ 閉鎖会社	ウ 完全親会社
エ 公開会社	オ 全部取得条項付種類株式	カ 議決権制限種類株式
キ 譲渡制限株式	ク 75	ケ 662/3
コ 50	サ 普通決議	シ 特別決議
ス 特殊決議	セ 定款	ソ 判例
タ 有利発行	チ 法令違背	ツ 利益相反
テ 差止め	ト 株式買取請求	ナ 公告
ニ 事後	ヌ 経営陣	ネ 監査役
ノ 株主	ハ 買収	ヒ ファンド

【組合せ】

- ㉑ カ, ソ, ニ, ノ
- ㉒ カ, セ, ナ, ノ
- ㉓ キ, セ, ナ, ヌ
- ㉔ オ, セ, ニ, ヌ
- ㉕ キ, ソ, ニ, ネ
- ㉖ オ, ソ, ナ, ノ



問 15

次の【事例】に関する後記のアからエまでの【プラン】について、会社法上、適法なものには①を、違法なものには②を選び、解答欄 39 から 42 までマークしなさい。なお、問 13 の【事例】は、本問にも妥当するものとする。(配点：各 2 点)

【事例】

問 14 に出てきた D は、数年後、P 事業のコアの一つである排出権ビジネスで成功を収め、毎年多額の利益の計上に貢献するようになった。その一方で、甲社では経営陣が乱脈を極め、A や C は泣く泣く辞めていった。そしてついに、甲社取締役たちはデリバティブ取引に手を出し、膨大な損失を招いた。甲社はもはや貸借対照表上、債務超過状態に突入しつつある。P 社での日々に満足とはいえ、未だ甲社に未練のある D は、何とか甲社の窮状を救いたいと思い、様々なプランを考えた。

【プラン】

ア 甲社と交渉し、P 社に使用人としての地位を維持したまま、甲社の監査役に就任し、他の役員を監視を行う。(解答欄 39)

イ 甲社増資のため、株式を発行させ、P 社の剰余金で引き受ける。(解答欄 40)

ウ 甲社取締役及び監査役に対し、会社法 847 条所定の出訴要件は満たした上で、取締役(当該取引を実行した者)については取引自体について、他の役員については監視義務の遵守について、善管注意義務違反に基づく責任を問う。(解答欄 41)

エ 甲社と P 社の合併を進め、存続会社の組織体制を甲社の経営陣を排除した内容とする。(解答欄 42)



民事訴訟法

問 16

訴訟能力に関する次の㉔から㉑までの記述の中から正しいものを3つ選び、解答欄43にマークしなさい。なお、争いがある場合は、判例の趣旨による。(配点：各⁵/₃点)

- ㉔ 証人尋問の際、証人が陳述するために訴訟能力は必要でないが、当事者本人を尋問する際、その当事者が陳述するためには訴訟能力を要する。
- ㉕ 未成年者でも、婚姻すれば成年とみなされるから、訴訟行為を自ら行うことができる。
- ㉖ 被保佐人が相手方の提起した控訴について訴訟行為をするには、保佐人の同意を要する。
- ㉗ 未成年者が提起した認知の訴えにおいては、当該未成年者に意思能力がある場合であっても、裁判長は職権で弁護士を訴訟代理人に選任しなければならない。
- ㉘ 未成年者に対して提起された損害賠償請求訴訟における当該未成年者の訴訟行為を法定代理人が追認する場合、同一審級における訴訟行為の中で、当該未成年者にとって有利なもののみを追認し、不利なものを追認しないことができる。
- ㉙ 訴訟能力を欠く者の訴訟行為は、取り消すことができ、取り消せば行為の時に遡って無効となる。
- ㉚ 未成年者の提起した損害賠償請求訴訟において、第一審で訴訟能力の欠缺を看過して請求棄却判決がなされ、それに対して控訴が提起された場合、控訴審裁判所は、訴訟能力の欠缺を理由に原判決を取り消し、直ちに訴えを不適法として却下する。
- ㉛ 未成年者の提起した損害賠償請求訴訟において、第一審で訴訟能力の欠缺を理由に訴えを却下する判決がなされた場合、当該未成年者は控訴を提起することができる。
- ㉜ 損害賠償請求訴訟中に、被告が後見開始の審判を受けた場合、当該審判が取り消されない限り、訴訟手続は成年後見人が受継するまで中断する。



問 17

次の【文章】は、訴えの取下げに関するものである。【文章】中の空欄 44 から 50 までに入る最も適した語句を、後記の【語句群】の㉔から㉞までの中から選び、解答欄 44 から 50 までにマークしなさい。(配点：各 1 点)

【文章】

原告は、(44) まで、訴えを取り下げることができる。訴えを取り下げるか否かは、原告の意思に委ねられる。人事訴訟のように、職権探知主義が採られ、請求の放棄・認諾が許されない事件において、訴えの取下げは (45)。

裁判外で当事者間で訴え取下げ契約がなされた場合、かかる合意を無視して、原告が訴訟を維持している場合、(46) 判決をなすというのが最高裁判所の判例の立場である。

訴えの取下げは、(47) 後では、相手方の同意を得なければすることができない。

取り下げられた訴えは、初めから訴訟係属がなかったものとみなされる。起訴に伴う時効中断の効力は (48)、相手方の反訴の効力は (49)。

民事訴訟法 262 条 2 項は、訴えを取り下げた者が「同一の訴え」を提起することを、一定の場合に禁止している。旧訴の訴訟物と新訴のそれとが同一であるが、(50) 場合、「同一の訴え」に当たらないというのが最高裁判所の判例の立場である。

【語句群】

- ㉔ 新訴を提起する新たな利益又は必要性がある
- ㉕ 請求の基礎に変更がある
- ㉖ 消滅し
- ㉗ 消滅せず
- ㉘ 判決が言い渡される
- ㉙ 判決が確定する
- ㉚ 相手方が第一回口頭弁論期日に出頭した
- ㉛ 相手方が本案について準備書面を提出した
- ㉜ 訴え却下
- ㉝ 訴訟終了宣言
- ㉞ することができる
- ㉟ することができない
- ㊱ 失われる
- ㊲ 維持される



問 18

次のアからクまでの記述のうち、弁論主義と職権探知主義の双方に当てはまるものはいくつあるか。①から⑩までの中から選び、解答欄 51 にマークしなさい。(配点：3 点)

ア この主義の下では、当事者間に争いのない主要事実は、当然には判決の基礎とはならない。

イ この主義の下では、当事者は事実の主張をすることができる。

ウ 自分が提出した証拠が、取調べの結果として相手方の有利に働くことは、この主義に反する。

エ この主義の採用については、それを直接規定する我が国の実定法の条文はない。

オ この主義の採用については、私的自治を根拠とするのが有力な見解である。

カ この主義の下では、当事者の主張しない間接事実を、判決の基礎とすることができるのが原則である。

キ この主義の下では、当事者が意見を述べる機会のない証拠資料についても、判決の基礎とすることができる。

ク この主義の下で裁判を行う場合、客観的証明責任に従って行う。

- | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ① | 0 | ② | 1 | ③ | 2 | ④ | 3 | ⑤ | 4 |
| ⑥ | 5 | ⑦ | 6 | ⑧ | 7 | ⑨ | 8 | | |



刑事訴訟法

問 19

次のアからオまでの記述について、正しいものにはⒶを、誤っているものにはⒷを選び、
解答欄 52 から 56 までにマークしなさい。(配点：各 1 点)

ア 通常逮捕を行うには、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由が必要である。
(解答欄 52)

イ 緊急逮捕を行うには、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる充分な理由が必要である。
(解答欄 53)

ウ 被疑者を勾留するには、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる充分な理由が必要である。
(解答欄 54)

エ 搜索差押を行うには、罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由が必要である。
(解答欄 55)

オ 通信傍受を行うには、罪を犯したことを疑うに足りる十分な理由が必要である。
(解答欄 56)



問 20

捜査機関による次のアからオまでの処分について、判例に照らして、任意捜査として許容され得るものには㊸を、許容され得ないものには㊹を選び、解答欄 57 から 61 までにマークしなさい。(配点：各 $\frac{1}{5}$ 点)

ア 任意同行した被疑者に対して、警察がホテル等に宿泊させるなどした上、連日、警察署に出頭させ、午前中から夜間に至るまで長時間取調べをすること。 (解答欄 57)

イ IC レコーダーで会話相手の発言内容を密かに録音すること。 (解答欄 58)

ウ 公道上及びパチンコ店内にいる被疑者の容ぼう、体型等をビデオ撮影すること。 (解答欄 59)

エ 荷送人の依頼に基づき宅配便業者の運送過程下にある荷物について、捜査目的を達成するため、荷送人や荷受人の承諾を得ずに、空港内の税関でこれに外部からエックス線を照射して内容物の射影を観察すること。 (解答欄 60)

オ 直接の被害者がいない薬物犯罪等の捜査において、通常の見方のみでは犯罪の摘発が困難である場合に、機会があれば犯罪を行う意思があると疑われる者を対象にしておとり捜査を実施すること。 (解答欄 61)



問 21

当事者主義の下、審判の対象は訴因である、といわれる。次のアからオまでの記述について、この見解と明らかに適合しないものはいくつあるか。①から⑥までの中から選び、解答欄 62 にマークしなさい。(配点：3 点)

ア 訴因とは、審判の対象であるから、他事件と識別できる程度に事実が特定されていれば足りる。判例によれば、覚せい剤自己使用罪の訴因は、日時、場所、方法に幅のある記載でも訴因の特定の要請に反しないとされる。したがって、判例の立場によれば、覚せい剤使用の具体的日時、場所、方法が明らかな場合であっても、いちいち具体的な日時、場所、方法を訴因として記載する必要はない。

イ 訴因の機能としては、審判対象の限定・画定という機能と、被告人の防御範囲の明示という機能があるとされるが、審判の対象が訴因であるとする以上、本来、訴因の機能は前者に尽きる。

ウ 審理の具体的な経過を考慮すると被告人の防御を害さない場合であっても、訴因として記載された事実と異なる事実を裁判所が認定するためには、必ず訴因変更手続を要する。

エ 訴因を変更せずに訴因記載事実以外の事実を裁判所が認定した以上、不告不理の原則に反するとして絶対的控訴理由となる。

オ 当事者主義の下において、審判の対象は検察官の主張たる訴因であるから、裁判所は検察官に主張の変更を促す、すなわち訴因変更を促すことはできても、促すことが裁判所の義務となることはない。

- ① 0 ② 1 ③ 2 ④ 3 ⑤ 4 ⑥ 5